

◎対象外経費の例

・令和6年4月1日以降に納品された物品

- ・感染対応のために使用した消毒用品等の在庫補充のために購入したもの
- ・慰労金（見舞金）
- ・通常時と区別ができないもの
電気代、洗剤、おしりふき、養生テープ、トイレットペーパー、コピー用紙等の事務用品、ペットボトル等の飲料、うがい薬
- ・損害賠償保険（通常時のもの）
- ・医療的ケアに係るもの ※施設内療養費でまかなう
酸素カニヨーラチューブ、酸素マスク、酸素濃縮器、酸素ボンベ、アルコール脱脂綿、冷却ジェルシート
- ・後に残るもの
蓋付きゴミ箱、消毒スタンド、消毒を入れる携行容器、パルスオキシメーター（酸素濃度計）、非接触体温計、ビニールシート、オートディスペンサー、点滴台、パーテーション、透明クロス
- ・検査キット、PCR検査費用
R5.5.7 以前……発生施設の検査経費は本来行政検査対象のため、補助の対象とできない
R5.5.8 以降……県要領別添1の要件を満たさない場合（行政検査として扱われる、要件を満たさない者・場合に使用、一定数事前に購入するなど）
※国Q&A集（3. 自費検査）もご参照ください。
※自費検査を行った経緯を記載した理由書の提出が必要です。（任意様式）

※必要に応じ、介護記録等の提出を依頼することがあります。